

■伊賀市地域生活支援拠点実績について

令和2年4月1日施行

概要 伊賀市障がい者等緊急短期入所受入事業

障がい者等の家族等の急な体調不良により又は介護者等の疾病等により当該障がい者等を介護する者がいない場合に伊賀市地域生活支援拠点登録事業所へ緊急短期入所として受け入れを行います。

【利用対象者】

障害者・児サービス利用対象者と同様。ただし、伊賀市に住所を有する者に限る。

【費用】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(厚生労働省告示第523号)に準ずる。

【緊急時の受入れ】

緊急時の受入れについては、**原則、事前登録制**とし、利用者の情報を事前に収集。登録事務については伊賀市障がい者相談支援センターが担う。

登録者には事前に体験利用等を行うことで、緊急時のリスクの軽減を図る。

受入れ先については、市及び近隣市町に短期入所及び介護短期入所事業所の共生型サービスを拠点事業所として登録をしてもらい活用する。

緊急受入れの利用日数は7日を限度とする。

緊急受入登録法人	事業所数	受入れ実績	登録日
社会福祉法人三重県厚生事業団	5	知的3名	R2.4.1
社会福祉法人伊賀市社会事業協会	1		R2.6.1
社会福祉法人維雅幸育会	1		R2.7.1

R3. 1月末時点